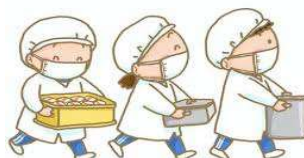


東広島市の 学校給食費について



令和7年1月 東広島市教育委員会 学校教育部 学事課

1 手続きについて



書 類	対 象 者	留意事項
① 東広島市学校給食申込書 全員提出 ※学校に提出	◆ 学校給食の提供を受ける方全員 ※食物アレルギー等の理由により学校給食の提供が不要な方は提出の必要ありませんが、その旨、 <u>必ず学校へ連絡してください。</u>	- 保護者の皆様が学校給食を申し込み、その学校給食費を支払うこと及び東広島市がそれに基づき幼児・児童・生徒、教職員等に学校給食を提供することを明記したものです。 - 児童・生徒 1 人につき 1 枚提出してください。
② 東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書 ※3枚複写 全員提出 ※金融機関に提出	◆ 学校給食の提供を受ける方 (※原則、全員提出) ※口座振替の手続きをされていない方は、「納付書」による納付となります。	- 学校給食費のお支払いは、原則、便利で安心・確実に納付できる口座振替をお願いします。 - 児童・生徒 1 人につき 1 部 (3枚複写) 提出してください。 ※学校諸費の引落口座についても、よくご確認の上、金融機関をお選びください。 ※年度途中で口座を変更される場合は、再度、本書類の提出が必要です。
	<口座振替可能な金融機関> 広島銀行 もみじ銀行 山口銀行 広島信用金庫 呉信用金庫 しまなみ信用金庫 中国労働金庫 広島市信用組合 広島県信用組合 ひろしま農業協同組合 広島県信用漁業協同組合連合会 ゆうちょ銀行・郵便局	

書 類	対 象 者	留意事項
③ 東広島市食物アレルギー等による学校給食費減額申請書 対象者のみ ※学校に提出	- 食物アレルギーのある方で、飲用牛乳、主食（米飯、パン）の提供を停止する方 - 乳糖不耐症等で飲用牛乳の提供を停止する方 - 宗教上の理由等で飲用牛乳のみ申し込む方など ※児童・生徒のみ	- 食物アレルギー等の理由により、飲用牛乳、主食（米飯、パン）の提供が受けられない場合のみ、学校給食費を減額します。 - 食物アレルギー対応は、学校及び学校給食センターとの相談が必要です。
④ 東広島市学校給食（変更・停止・再開）届 該当の場合のみ ※学校に提出	- 市外へ転出される方 5日以上連続で欠席される方 - 住所、学校、納入義務者等を変更される方 - 停止していた学校給食を再開される方 - 食物アレルギー等による減額対象者で、申請内容の変更をされる方	- 提出があった日から起算して5日を経過する日以後の給食から反映されます。 ※申請が遅れた場合、欠席しても給食費を支払っていただく場合があります。 ※食物アレルギー等による減額申請の変更の場合、「食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」の提出を求める場合があります。

2 学校給食費の単価について

学校区分	＜単価＞	＜月額＞ 定額
小学校	245 円	4, 500円
中学校	280 円	5, 400円



注）食材費高騰に伴い、給食費単価が変更になる場合があります。変更が生じた場合は、別途お知らせいたします。

3 学校給食費に係る通知について

■「東広島市学校給食費納付額決定通知書」	学校給食の申込みをいただいた保護者様宛に、当該年度の給食費や納付期限について記載した通知書（ハガキ）を送付します。
■「東広島市学校給食費納付額変更通知書」	給食回数が年度当初の予定給食回数と異なった場合に、支払額の変更内容を示した通知書（ハガキ）を送付します。第10期の支払額は、3月中旬に当該通知書でお知らせします。
■「督促状」	当初の納付期限までに納付がない場合に、納付期限後20日以内に送付します。

4 納期及び納付期限について

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期（精算）
納付期限	5月31日	6月30日	7月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月25日	1月31日	2月末日	3月31日

※4月末と8月末は、請求はありません。

※納付期限が土・日・祝日の場合は、翌営業日（金融機関）となります。

- ・第10期（3月末）の納付額＝（1年間の学校給食費金額）－（第1期～第9期までに納付すべき金額）
- ・学校や学年によって年間の学校給食費が異なりますので、毎年3月中旬に調整後の第10期納付額を「東広島市学校給食費納付額変更通知書」（ハガキ）にてお知らせします。
- ・口座振替手数料は、東広島市が負担します。
- ・振替日及び納付期限については、当該年度の初回納付期限までに「東広島市学校給食費納付額決定通知書」（ハガキ）でお知らせします。
- ・口座振替日に残高不足等により、口座振替が不能となった場合は、納付書を送付します。
- ・学校給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお、納付されないときは、裁判所において支払督促等の法的手続きを開始します。この場合において、東広島市の請求が認められたときには、財産の差押等を行う場合があります。
- ・学校給食費を滞納した場合、児童手当からの天引により徴収させていただくことがあります。学校給食を申し込まれる際に、児童手当からの徴収に対する同意をいただくこととしています。

5 就学援助を受けている場合の学校給食費について

就学援助の認定を受けている世帯の児童生徒の学校給食費は、就学援助費から自動的に市に納付されますので、保護者が納付する必要はありません。

ただし、就学援助の申請中の方には、学校給食費を納付していただき、その後、認定となった場合には、認定となった期間の納付分を還付します。また、一度認定された方でも、その後、就学援助が不認定になった場合などは、保護者の方に学校給食費を納付していただきます。そのため、就学援助の認定を受けている場合でも、書類②「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」の提出が必要です。

就学援助制度の詳しいことについては、東広島市教育委員会学事課学務職員係へお尋ねください。

6 生活保護を受けている場合の学校給食費について

生活保護費は、市から保護者の方にお支払いすることが原則ですが、保護者の方の同意があれば、学校給食費分の生活保護費を市（生活福祉課）から学校長に支払うことが可能です。これを学校長による生活保護費の「代理納付」といい、生活保護費を保護者の代わりに受け取った学校長が支払うことになります。対象の方は、「委任承諾兼口座振込依頼書」の提出が必要です。

生活保護の詳しいことについては、東広島市健康福祉部生活福祉課（直通 082-420-0405）へお尋ねください。



7 学校諸費について

◆「学校諸費」は、学校給食費とは別に、保護者等が学校へ支払う費用です。

「学校諸費」は、学校給食費を除く、以下の費用です。

学用品費 学級費 クラブ費 PTA会費 積立金 等

学校に直接、学校指定の金融機関または現金によってお支払いいただきます。

学校諸費と学校給食費のそれぞれの引落口座、引落日、納付期限、納付額を、よくご確認ください。

— 学校給食費に関するお問い合わせ —

東広島市教育委員会 学事課

電話番号：082-420-0975 F A X 番号：082-420-0969

